３．農事組合法人「下中郷営農組合」（法人経営　水稲＋麦＋大豆）
法人化の経緯、農事組合の営農状況

○ 平成１２年、経営体育成基盤整備事業を契機に「下中郷営農組合」を設立し、平成１４年に法人化。
○ 現在、地区内の約５割の面積を耕作。
○ 付加価値を高めるため、化学合成農薬等の使用量を50%以上削減した「ぎふクリーン農業５０」※に取組。

【経営内容(H23時点)】

経営規模：23．9ha（地区内の約5割）
栽培作目：水稲（ハツシモ、コシヒカリ等：12.4ha）
　　転作（麦、大豆：23.4ha）
機械装備：トラクター（90PS、75PS)2台、田植機(8条)1台、播種機 1台、
　　自脱型ｺﾝﾊﾞｲﾝ（6条)1台、乗用管理機1台、保冷庫等

大型機械による営農状況

水稲田植え(8条植え)

水稲収穫(6条刈り)

【法人の概要】

設立年：平成14年4月
構成員：組合員　14名

格納庫

中郷新田 「道下地区」 営農区域図

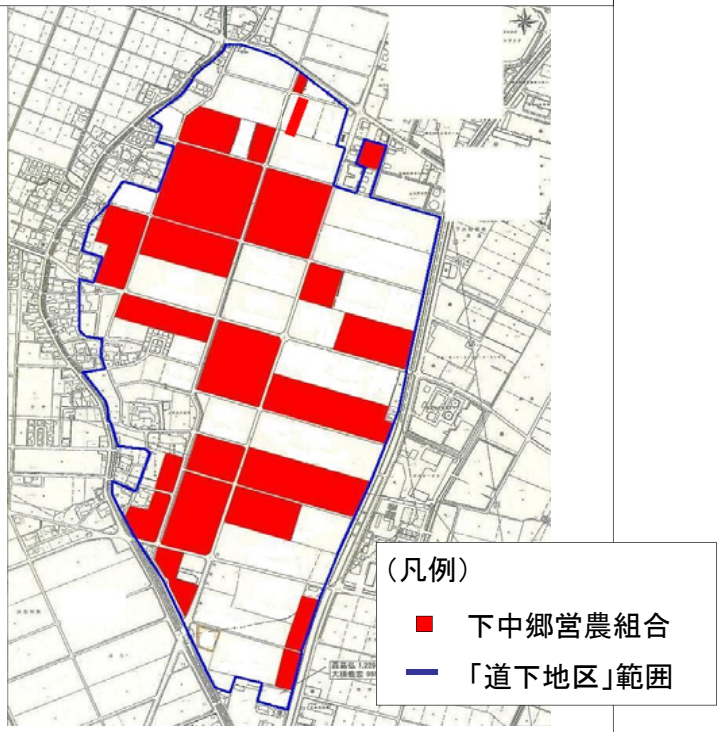

※「ぎふクリーン農業」について

環境にやさしい農業を推進する岐阜県の取り組み。化学肥料（窒素成分）及び化学合成農薬の使用量を従来の栽培と比べて50%以上削減した栽培を「ぎふクリーン農業50」として登録 。

4．環境との調和への配慮の取組

○ 「経営体育成基盤整備事業」により環境保全型水路等を設置し、環境との調和に配慮した整備を実施。
○ 農地・水保全管理支払交付金を活用し、地元住民が参加する景観保全活動や生き物観察会を実施し、農地・農業用水や地域環境を守る取組を支援。

事業による環境配慮

整備前の排水路には多様な水生生物が確認されていたことから、環境保全型水路やトンボ池の設置など、環境との調和に配慮した整備を導入。

間伐材利用の水路護岸

トンボ池

農地･水保全管理支払交付金による活動

景観配慮の取組

水路法面におけるシバザクラの植栽を平成20年より実施。多くの住民が植栽や除草に参加。

芝桜の植え付け

植生状況

【中郷新田資源保全会】
～構成員～
自治会(5区)
営農組合(3団体)
農業法人
(下中郷営農組合)
中郷農事改良組合
中郷新田敬寿会
中郷新田子供会

環境学習

地元小学生とともに、カワバタモロコ等の生息状況等を確認する「生き物観察会」を１年に１回実施。

生き物観察会

カワバタモロコ
(環境省
絶滅危惧ⅠB類)

※ 輪之内町では、自然環境の保全と人と自然にやさしいまちづくりの推進を目的に、平成21年に「輪之内町カワバタモロコ保護条例」を制定。

学習状況

【海松新田資源保全会】
～構成員～
営農組合(2団体)
農事改良組合(5団体)
海松新田区自治会
海松新田老人ｸﾗﾌﾞ
海松新田子供会

地域住民の憩いの場、環境学習の場

（参考）農地・水保全管理支払交付金の基本的な考え方と効果

○ 農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮を支える「社会共通資本」。
○ とくに、農地や農地周辺の水路、農道などの資源の多くは、これまで集落など地域の共同活動により保全管理。
○ 本対策への取組により、地域づくりへの意識の向上や、地域の資源等の保全に関する意識の向上などの効果。

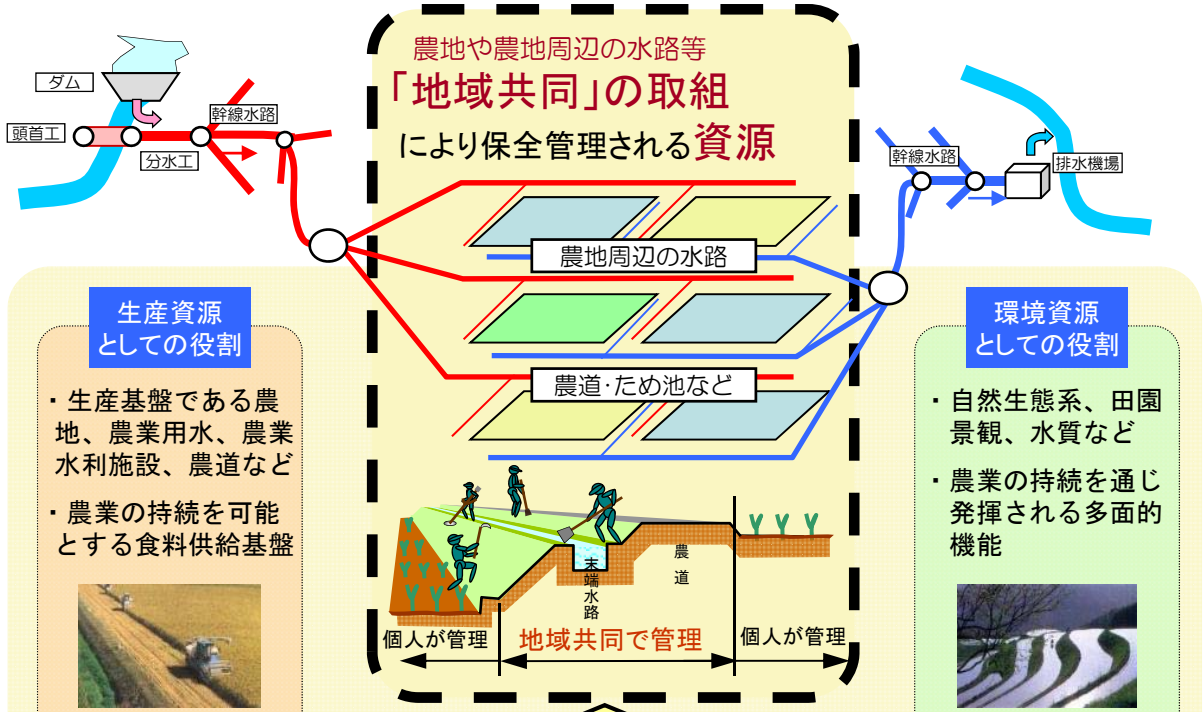

活動の手順

① 組織の設立

活動を実施する組織を設立。

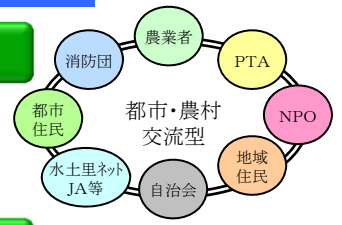

活動組織の構成例

② 計画の策定

地域で取り組むそれぞれの活動の計画を策定。

③ 申請書類の提出

市町村と協定を結ぶなどの手続を行い、組織から地域協議会又は都道府県へ申請。

④ 活動の実施

交付金を受け、計画に基づき、活動を実施。

⑤ 活動の記録・報告

日々の活動の作業内容や金銭の収支等を記録。
当該年度の記録をとりまとめて報告書を作成し、市町村に提出。